

令和7年度第2回瑞浪市地域公共交通協議会 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第5項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面表決書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和7年8月14日

3 協議期間

令和7年8月14日～8月26日

4 協議事項

- (1) 瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通の運行内容（運賃以外）について
- (2) 瑞浪市地域公共交通計画の評価等結果（案）について

5 協議結果

承認 18名

不承認 0名

意見

- (2) 瑞浪市地域公共交通計画の評価等結果（案）について

今回C評価となっている「タクシーの人口千人あたりの年間乗車回数」ですが、目標の7割弱となっています。行政側の「地元要望の共有」以外に何か検討されていることはありますか。

→観光パンフレットに市内のタクシー事業者を掲載するなど周知を継続することで、タクシーの利用の促進を図ります。

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第6条第4項の規定により、半数以上の承認を得たため、協議事項は承認された。